

随意契約等見直し計画

平成 22 年 4 月
独立行政法人
放射線医学総合研究所

1. 随意契約等の見直し計画

(1) 随意契約の見直し

平成 20 年度において、締結した随意契約等について点検・見直しを行い、以下のとおり、新たな随意契約等の見直し計画を策定する。

今後、本計画に基づき、真にやむを得ないものを除き、速やかに一般競争入札等に移行することとした。

	平成20年度実績		見直し後	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
競争性のある契約	(90.9%) 590	(85.7%) 12,444,285	(97.5%) 633	(97.9%) 14,210,205
競争入札	(87.1%) 565	(84.1%) 12,211,220	(97.2%) 631	(97.7%) 14,178,929
企画競争、公募等	(3.9%) 25	(1.6%) 233,065	(0.3%) 2	(0.2%) 31,276
競争性のない随意契約	(9.1%) 59	(14.3%) 2,074,655	(2.5%) 16	(2.1%) 308,735
合 計	(100%) 649	(100%) 14,518,940	(100%) 649	(100%) 14,518,940

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(2) 一者応札・一者応募の見直し

平成20年度において、競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、契約の条件、契約手続き等を見直す必要があるものが見受けられた。

今後の調達については、競争性のない随意契約の削減に加え、これらの結果に留意、改善しつつ、契約手続きを進めることにより、一層の競争性の確保に努める。

(平成20年度実績)

実績	件数	金額(千円)
競争性のある契約	590	12,444,285
うち一者応札・一者応募	(66.3%) 391	(51.9%) 6,458,736

(注) 上段()は競争性のある契約に対する割合を示す。

(一者応札・一者応募案件の見直し状況)

見直し方法等	件数	金額(千円)
契約方式を変更せず、条件等を見直しを実施(注1)	(18.9%) 74	(16.9%) 1,090,697
仕様書の変更	53	494,991
参加条件の変更	10	184,599
公告期間の見直し	29	435,177
その他	59	1,000,713
契約方式の見直し	(0.0%) 0	(0.0%) 0
その他の見直し	(0.2%) 1	(0.1%) 4,725
点検の結果、指摘事項がなかったもの	(80.8%) 316	(83.0%) 5,363,314

(注1) 内訳については、重複して見直しの可能性があるため一致しない場合がある。

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。

(注3) 上段()は平成20年度の一者応札・一者応募となった案件に対する割合を示す。

(注4) 「平成20年度限りのもの」229件を含む。

2. 随意契約等見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み

(1) 契約監視委員会等による定期的な契約の点検の実施

契約監視委員会等により、競争性のない随意契約、一者応札・一者応募になった案件を中心に点検を実施する。

(2) 随意契約等の見直し

① 総合評価落札方式の拡大

平成21年に整備した、調査、研究開発、広報及び工事に関する総合評価落札方式による一般競争入札のガイドライン及び業務マニュアルに基づき、総合評価落札方式の拡大を図る。

② 複数年度契約の拡大

システム機器等の賃貸借などのように複数年度にわたる調達については、複数年度契約による一般競争入札を行う方式の拡大を図る。

③ 随意契約方式をとることの判断の厳格化と対外説明

随意契約を行う場合、平成21年度から当該契約が真にやむを得ないものか否かの判断をすべて契約審査会に諮ることとしており、これを厳格に適用する。また随意契約方式とした具体的な理由を外部に対して明確に説明するように努める。

(3) 一者応札・一者応募の見直し

① 仕様書の内容等の見直し

研究開発・医療上の的確かつ迅速な対応の必要性を勘案しつつ、仕様書を以下のとおり見直す。

ア 特定の機種や製造企業等の指定は合理的理由のある場合を除いて避け、構成及び規格、機能・性能等を客観的に規定する。カタログ品等の調達の場合も、可能な限り同等品も合わせて指定する。

イ 実績要件、資格要件は合理的理由のある場合を除いて必要最小限にする。

ウ 新規参入事業者でも業務内容を正確に把握して適正な積算等ができるように、業務のより具体的な内容と過年度の実績等を分かりやすく記載する。

エ 外部向けホームページへの掲載

平成21年度から実施した仕様書のホームページへの掲載を今後も継続する。

② 入札参加要件の緩和

参加要件として、国の一般競争参加資格の等級を同様に扱うことを原則としつつも、合理的理由のある場合には弾力的な運用を行う。

③ 適切な準備・履行期間の確保

ア 入札公告期間を平成 21 年度から 20 日間以上に延長したところであり、これを厳守するとともに、規模の大きな案件については、調達に関する予定情報を出来るだけ早めにホームページ等で公表する。

イ 着手までの準備期間が必要と思われる調達については、研究開発・医療上の迅速な対応の必要性を勘案しつつ、落札から着手までの準備期間が適切に確保されるような方策を検討し実施する。

ウ 調達内容に応じた適切な履行期間が確保されるように、仕様の適正化、事務手続きの早期執行を図る。

(4) その他

① 契約件名の見直し

事業者は契約件名を手がかりに入札情報の収集にあたることが多いことを考慮し、当該契約の件名が、業務内容、他事業との関係等を分かりやすく表わしたものとなるように見直す。

② 入札手続きの効率化

一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加に対応し、その費用対効果を勘案しつつ、公告の拡大や電子入札の導入等について検討を行う。